

道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

1 検査対象軽自動車等に係る検査記録事項の軽自動車検査ファイル等への記録に関することを規定することとする。

(第七条第四項及び第五項関係)

2 道路運送車両法(以下「法」という。)第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により自動車検査証の返納後の所有者の変更について軽自動車検査ファイル等に記録を受けようとする検査対象軽自動車等の新所有者は、所有権を証明するに足る書面等を提出しなければならないこととする。

(第七条第六項関係)

3 抹消登録等に係る権限の委任

一 法第十五条の二第四項及び第五項、第十六条第三項、第五項、第六項及び第八項並びに第十八条第三項等に規定する国土交通大臣の権限を最寄りの地方運輸局長等に委任することとする。

(第十条第一項第一号及び第二号関係)

二 法第十八条第一項等に規定する国土交通大臣の権限を一時抹消登録の申請等が行われた時における

当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（法第十八条第三項等の規定により当該自動車の所有者の変更について自動車登録ファイルに記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する地方運輸局長）に委任することとする。 （第十条第一項第三号関係）

三 前記二の地方運輸局長に委任された権限を一時抹消登録の申請等が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（法第十八条第三項等の規定により当該自動車の所有者の変更について自動車登録ファイルに記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）に委任することとする。 （第十条第二項第四号関係）

4 その他所要の改正を行うこととする。

第二 自動車登録令の一部改正

1 法第十五条の二第一項ただし書の届出に関する事項等を現在記録ファイルに、法第十六条第三項及び第五項本文の届出に関する事項等を保存記録ファイルに記録することとする。 （第六条関係）

2 法第十五条第一項の政令で定める解体報告記録は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第八十一条第九項の規定により解体業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したとき（当該解体自動

車全部利用者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該解体自動車の運搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したとき）又は同条第十項の規定により破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取ったときにおける情報管理センターに対する報告の記録とすること。

（第四十六条関係）

3 法第十八条第三項の規定により一時抹消登録後の所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けようとする自動車の新所有者は、所有権を証明するに足る書面等を提出しなければならないこととする。

（第四十八条関係）

4 その他所要の改正を行うこととする。

第三 その他

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令その他の関係政令について、所要の規定の整備を行うこととする。

第四 附則関係

この政令は平成十七年一月一日から施行することとする。

（附則関係）